

岡垣町に住んでいる65歳以上の高齢者の人へ

補聴器購入費 を補助します



聴力機能の低下により
家族などとコミュニケーションが取りにくい
高齢者に対し、**3万円**を
上限に補助します。

※ 補助を受けるには、補聴器購入前に申請が必要です！

対象

次のすべてに該当する人

- 申請時に町内に住所があり、居住している満65歳以上の人
- 聴覚障がいに係る身体障害者手帳の交付対象とならない人
※聴覚障がいによる身体障害者手帳の交付対象となる可能性がある場合は、
身体障害者手帳の交付申請手続きを行ってください。
- 労働者災害補償保険法その他の法令に基づく補聴器の購入に係る補助を受けていない人
- 耳鼻咽喉科の医師から補聴器が必要と認められた人
- 税金などの滞納がない世帯

対象経費

補聴器本体(電池、充電器及びイヤモールドを含む)1台分の購入費用とし、**3万円**を上限
※附属品単体での購入費用や医師の意見書などを得るための費用(診察料、
検査料など)は対象外

手続きの流れ

①必要書類の準備

長寿あんしん課の窓口で受け取りまたはホームページからダウンロードしてください。

②耳鼻咽喉科の受診

医師に相談し、補聴器が必要であるか確認してください。
※受診料、検査費用などは自己負担です。

③見積書の取得・申請書提出 [提出書類]

認定補聴器専門店または認定補聴器技能者が在籍する補聴器の販売店で見積書を作成してもらってください。見積後、長寿あんしん課に次の書類を提出してください。※

- 補助金交付申請書
- 医師意見書
- 補聴器の見積書
(申請書の提出日前
3ヶ月以内に作成したもの)

④補助金交付決定通知書の受取

申請内容を審査し、助成金の交付決定後、申請者に『補助金交付決定通知書』を、送付します。

⑤補聴器購入

補助金交付決定通知書を受け取った後に、見積書をもらった販売店で補聴器を購入し領収書をお願いしてください。
※補助金交付決定通知書が届く前に購入した場合は補助対象外です。

⑥補助金の請求

補聴器購入後、補助金交付決定通知書発行年度内に長寿あんしん課へ次の書類を提出してください。

※請求がない場合は、補助決定を辞退したものとみなします。

[提出書類]

- 補助金請求書
- 領収書の写し
- 通帳の写し（本人名義）

⑦補助金の振込

町から申請者へ補助金を振り込みます。

※申請時及び補聴器装用3か月後にアンケートを実施します。